

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成27年10月15日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500093号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1500015号

第1 結論

昭和45年7月から昭和46年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和45年7月から昭和46年12月まで

昭和45年7月に国民年金に任意加入し、以降継続して国民年金保険料を納付していたが、昭和59年頃、A町で行われた年金相談において請求期間がB協同組合で勤務したことを説明したところ、まもなく請求期間の保険料が還付された。

その後、年金記録について記載された書類が届き、請求期間が公的年金の未加入期間とされていたので調べてもらったところ、C共済組合には加入していないことが判明したので、請求期間について、調査の上、保険料を納付した期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する年金手帳及び請求者の国民年金被保険者台帳により、請求者は、昭和45年7月1日に国民年金に任意加入し、請求期間の国民年金保険料を納付していることが確認できるところ、同被保険者台帳において、国民年金被保険者資格の取得日が昭和47年1月1日に訂正されており、当該保険料が昭和59年2月9日付けで還付されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者は、請求期間において、C共済組合及び他の被用者年金に加入していないことが確認できることから、当該期間について、国民年金被保険者資格を訂正した上、納付済みの国民年金保険料を還付する合理的な理由は見当たらず、当該期間の保険料の還付は誤還付であったと考えられる。

さらに、上記被保険者台帳には、還付理由が記載されておらず、請求者に係る国民年金保険料の還付整理簿は保管されていないことから、当時の行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500083号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500027号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を17万円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年12月25日

A社から平成15年12月25日に賞与が支給されていたのに年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、正しい年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する預金通帳により、請求者は、請求期間において、A社から賞与の支払を受けていたものと認められる。

また、請求者が名前を挙げた同僚二人から提出された賞与明細書の写しにより、当該同僚二人は、請求期間に当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記預金通帳に記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資料が残っておらず不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500094号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500028号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を14万8,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年12月25日

A社から平成15年12月25日に賞与が支給されていたのに年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、正しい年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、金融機関から提出された貯金取引明細表の写しにより、請求期間において、A社から賞与の支払を受けていたものと認められる。

また、当該事業所で同時期に厚生年金保険の被保険者であった同僚二人から提出された賞与明細書の写しにより、当該同僚二人は、請求期間に当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記貯金取引明細表の写しに記載されている賞与入金額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から14万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資料が残っておらず不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500070号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1500014号

第1 結論

昭和59年12月から平成4年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和59年12月から平成4年3月まで

昭和59年4月にA医院にB職として就職し、2年後、勤務先が年金に加入していないことがわかり、昭和61年10月頃、C市D区役所の年金課で相談した。同区役所窓口で過去の国民年金保険料20万円を一括して支払ったが、年金記録では請求期間の保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間以外に国民年金保険料の未納は無く、平成6年には現年度保険料の他に、平成4年度の12か月分保険料を平成6年4月26日に、平成5年度の12か月分保険料を平成6年12月16日に、それぞれ一括納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

しかしながら、請求者は、請求期間当時に係るメモ帳を提出しているところ、当該メモ帳によると、昭和61年10月に国民年金保険料として20万円を支出したことが記載されているが、請求期間当時の保険料額と相違していることなどから、請求者が請求期間の保険料を納付したことの確認につながるものとは判断できない上、請求期間のうち、昭和59年12月分以後24か月分の保険料20万円を納付書によらず、現金で昭和61年10月頃にC市D区役所窓口で一括納付したと主張しているが、過年度保険料については、当時のC市の区役所窓口では収納しておらず、納付は納付書により社会保険事務所(当時)又は、金融機関において納付する取扱いであったことから請求者の主張と符合しない。

また、請求者の請求期間の国民年金保険料については、請求者の国民年金手帳記号番号は平成6年4月11日に払い出されており、この頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられるが、同時点では平成4年3月分の保険料を除き時効のため納付することができない上、平成4年3月分の保険料については、C市の請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、請求者が請求期間の保険料を納付した形跡は見当たらず、オンライン記録と一致していることから、請求者が請求期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、C市において、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求期間に係る国民年金被保険者台帳が作成された形跡も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500076号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500030号

第1 結論

請求期間について、請求者のA局における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和47年7月30日から昭和49年6月30日まで

昭和47年4月1日から昭和49年6月29日までA局内の臨時職員として、事務補助及び来客者への応対等の業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録は、昭和47年4月1日から同年7月30日までの期間となっており、請求期間の加入記録が確認できない。

請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された人事記録カード及びA局から提出された前歴証明書並びに請求者が、A局の職員で、請求期間当時の事務担当者として名前を挙げた者は、「請求期間当時、請求者が勤務していたことを記憶している。請求者が従事していた業務には、A局又はB協議会の臨時職員に従事させていた。」と回答していることから判断すると、請求者は、請求期間のうち昭和47年7月31日を除く期間について、A局臨時主事補又はB協議会書記として、A局内において、その主張する業務に従事していたことが認められる。

しかしながら、A局は、「提出した前歴証明書以外の資料が残っていないことから、請求者の請求期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除については、不明である。」と回答している上、上述の請求期間当時の事務担当者は、「当時の臨時職員に対する厚生年金保険の加入要件までは記憶していないが、請求期間当時、請求者を厚生年金保険に加入させていなかったと記憶している。」と回答している。

また、B協議会は、厚生年金保険適用事業所名簿によると、昭和53年4月1日に厚生年金保険の適用事業所(適用事業所名はC協議会)になっており、請求期間は、適用事業所でなかったことが確認できる上、同協議会の総務事務担当者は、「請求者に係る資料は無い。また、現在は、臨時職員を採用しておらず、請求期間当時の状況も不明である。」と回答していることから、請求者の請求期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間当時、自身と同様の業務に従事していたとする同僚の名前を挙げているものの、当該同僚の生存及び所在が不明であることから、A局に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、請求期間及びその前後の期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた二人に照会したところ、このうち一人は、請求者と同様の業務に従事していたと述べているものの、同人は、自身が当該業務に従事していたと記

憶している期間のうち、一部の期間についてのみ厚生年金保険に加入していることから判断すると、請求期間当時、A局では、請求者と同様の業務に従事する臨時職員について、一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと推認できる。

加えて、請求者と同様の業務に従事していたと述べている上記の者からは、自身が厚生年金保険に加入していない期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500079号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500029号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成5年8月頃から平成6年4月頃まで
② 平成6年5月頃から同年7月頃まで

請求期間①はA社、請求期間②はB社で運転手として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

両請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社から提出された従業員名簿の写しにより、請求者は、平成5年9月20日から平成6年3月31日までの期間において、同社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、「当時、採用と同時に従業員を社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入させていたが、加入手続に必要な書類を提出しない者については、当該書類が提出された時に社会保険の加入手続を行っていた。従業員名簿には、社会保険の加入手続を行った際に従業員の雇用保険被保険者番号を記載していたが、当該番号が記載されていない者は、社会保険に加入させていなかった。請求者については、雇用保険被保険者番号の記載が無いことから、厚生年金保険に加入させておらず、給与から同保険料を控除していなかったと思う。」と回答している。

また、上記従業員名簿の写しによると、請求者を含め25人の氏名が確認できるところ、オンライン記録によると、当該25人のうち雇用保険被保険者番号が記載されている14人は、当該事業所において、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる一方、雇用保険被保険者番号の記載が無い11人（請求者を含む。）については、いずれも当該事業所において、厚生年金保険の被保険者であった形跡がなく、これは、上述の事業主の回答と符合している。

さらに、当該事業所に係る厚生年金保険の取扱いについて、請求者が当時の同僚として名前を挙げた3人のうち、所在が確認できた二人に照会したものの、いずれの者からも回答を得られない上、オンライン記録により、請求期間①当時、当該事業所において、厚生年金保険被保険者資格を取得している8人に照会し、4人から回答を得られたところ、このうち一人は、「当該事業所の厚生年金保険被保険者資格取得日は、実際の入社日より後になっているが、その理由については分からない。また、当該事業所で厚生年金保険に加入する前の同保険料控除につ

いては分からない。」と陳述しており、他の３人からも、請求者の請求期間①における厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる陳述及び関連資料は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、Ｂ社は、オンライン記録によると、平成８年２月１日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間②当時は同保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、当該事業所は、オンライン記録によると、平成１０年８月１日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、当該事業所の承継会社であるＣ社に照会したものの、「当時の資料は無く、当時の関係者もいないため、何も分からない。」と回答しており、請求者の請求期間②における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

さらに、請求者は、当時の同僚の名前を記憶していないことから、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった平成８年２月１日に同保険の被保険者資格を取得している複数の者に照会し、二人から回答を得られたところ、このうち自身の入社時期を記憶している一人は、「私は平成５年又は平成６年の冬頃から勤務していたが、請求者のことは覚えていない。当該事業所の厚生年金保険の取扱いについては分からないが、平成８年２月に厚生年金保険に加入する前は、給与から同保険料を控除されていなかった。」と回答している。

このほか、請求者の請求期間②に係る請求の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。